

## 要求水準書（案） 第2細則 3 施設維持管理業務に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書（案）第2細則 3 施設維持管理業務」の内容につき、平成21年8月31日から平成21年9月16日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)		
001		第2	3						18年の維持管理期間中の料金改定についての記載が無いようですが、料金改定についてはどのようにお考えでしょうか	価格改定等、サービス対価の見直し方法等については、入札公告時までに公表する事業契約書(案)においてお示しいたします。
002	001	第2	3	(1)	ウ				業務の対象範囲が多岐に渡っています。複数の法人が委託・請負することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。事業者には、適切な協力企業を選定し、それらを事業者として適切にマネジメントする機能を期待しております。
003	001	第2	3	(1)	I				建築物等保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、保安警備業務の業務期間は平成25年4月1日からですが、その業務対象には既存の病院施設も入るのでしょうか。業務開始当初は、平成25年3月末に市に引渡す建築物・設備等(医局、中央更衣室、当直室等)が業務の対象範囲との理解で宜しいでしょうか。	既存建物の維持管理については原則として本事業の業務範囲外となりますので、後段のご理解で結構です。ただし、警備業務につきましては、「I 業務期間 2」にも記載しておりますように、敷地内全般の安全管理体制を構築するという観点から、市と事業者との間で別途随意契約を締結することも、現時点では検討しております。
004	001	第2	3	(1)	I			1	植栽管理の開始時期については、植栽計画等の事業者の提案により異なるとのことですが、植栽管理を所定の業務開始時期より早めた場合、事業費の増加が想定されますが、増加した事業費と、植栽管理を前倒しして開始した場合の定性評価は、事業者の選定基準としてどのように評価されるのかご教示下さい。	事業者側がご提案する建替え手順等により、外構計画及び植栽等の整備時期も変わることから、事業者提案の自由度を確保した結果とご理解ください。その上で、ご質問にある当該業務の開始時期の変動(前後)により事業費の変動することについては入札公告時に公表する「落札者決定基準」をご参照のうえ、本事業の事業範囲全体を通じて事業者自らが有効と考えられるポイントを事業者側でご検討の上、ご提案ください。
005	001	第2	3	(1)	I				駐車場等保守管理業務を除く業務は、平成25年4月1日業務開始となっておりますが、業務対象施設は 期工事のうち、医局・中央更衣室・当直室等に係る建物のみであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 003参照)
006	002	第2	3	(1)	オ	(I)			モニタリングに実施とありますが、セルフモニタリングの誤記と考えますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札公告までに「モニタリングの実施」を「セルフモニタリングの実施」に修正いたします。
007	002	第2	3	(1)	オ	(I)			中長期修繕計画は、5事業年度に1回見直しを行うとありますが、具体的な見直し内容をご教示下さい。	当初、事業者側において、策定頂く「中長期修繕計画」に記載されている項目に関し、例えば、施設・設備の状況によっては当初の計画年次より前倒しで実施すべき項目が出てきたり、あるいはその逆で一定期間整備計画を延期できる項目も出てくることから、病院施設及び建築設備の稼働状況状況に踏まえた見直しを行うものです。  なお、中長期修繕計画書の策定対象施設及び計画策定期間としては、本事業で整備する新設施設ごとに、建物竣工後39年間で予定しております。
008	002	第2	3	(1)	オ	(I)			「経営的視点から総合的に管理すること」とは具体的にどのような管理内容を指すのでしょうか。	当該規定は、当初策定した中長期修繕計画の実施項目及び実施時期等に関して、病院機能の維持という視点から日常的に病院施設及び建築設備の状態を適切に把握し、そのような情報等を踏まえて、維持管理等期間中の各時期において、経営面から過剰なメンテナンス・修繕・更新とならぬよう、各項目の実施の必要性を主体的に判断し、市に対して適切な助言・支援して頂きたいという趣旨です。
009	002	第2	3	(1)	オ	(I)		2行目	経営的視点から総合的に管理することとありますが、総合的管理について市が具体的に想定されている内容がありましたら、ご教示ください。	(質問 008参照)
010	002	第2	3	(1)	オ	(I)			「事業範囲に含まれる修繕」とは、別途市が実施する一切の修繕(大規模修繕及び更新)を除いたもの全てと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 かたかな	小項目 (かたかな)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
011	002	第2	3	(1)	オ	(I)				<p>中長期修繕計画の立案とありますが、この中には医療機器や備品が含まれるのでしょうか。またそれら医療機器や備品のうち、事業側の負担となるものと、市の負担になるものがあると思われませんが、それぞれを分けて計画する必要がありますのでしょうか。</p>	<p>基本的に、本事業の事業範囲となる病院施設及び建築設備が対象となりますが、工事区分において施設整備費で事業者側が整備することになる機器・設備項目に関する点検・保守・修繕に要する費用は事業者負担となります。施設整備業務(費用負担も含む)の中で整備して頂く項目と、別途市で調達する医療情報システム、医療機器、一般備品の工事区分については入札公告時にお示しいたします。</p> <p>なお、本事業とは別途市が調達する医療機器及び一般備品に関しては、事業者側に策定頂く中長期修繕計画の対象とはなりません。あくまで本事業の施設整備業務の中で整備する病院施設及び建築設備の範囲とご理解ください。</p>
012	002	第2	3	(1)	オ	(I)		1行目	<p>大規模修繕を含む中長期修繕計画を立案するとありますが、計画の結果責任までは問われないとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>中長期修繕計画のうち、修繕部分については業務そのものが本事業の事業範囲であり、かつ当該業務に要する費用についても入札時にご提案頂くこととなりますので、何ら事業者側に責任が生じないということはないと考えます。なお、本事業の範囲外となる更新及び大規模修繕部分についてはご提案頂く施設計画と踏まえたライフサイクルコストという視点を踏まえた計画立案という点において重要な事項として市として捉えておりますが、計画の結果責任まで事業者側に負わせることは想定しておりません。なお、本事業においては、5事業年度ごとに計画の見直しを実施して頂きますので実態の沿った継続的な計画策定をお願いします。</p>	
013	002	第2	3	(1)	オ	(I)		4行目	<p>別途市が実施する一切の修繕(大規模修繕及び更新)とありますが、ここでいう大規模修繕とは何年間の大規模修繕期間を想定されているのかご教示ください。</p>	<p>質問 007及び 014をご参照の上、事業者側において適宜ご判断ください。</p>	
014	002	第2	3	(1)	オ	(I)			<p>別途市が実施する一切の修繕(大規模及び更新)・・・とありますが大規模及び更新とはどのような内容をお考えでしょうか</p>	<p>「要求水準書(案) - 第1総則」P5の「用語の定義等」をご確認のうえ適宜ご判断ください。</p>	
015	002	第2	3	(1)	オ	(I)			<p>「別途市が実施する一切の修繕」の想定される項目をお示しください。</p>	<p>(質問 014参照)</p>	
016	003	第2	3	(1)	オ	(ク)	a		<p>医療事故とは設備による事故として理解してよろしいでしょうか</p>	<p>設備以外にも人的な原因によるもの等、様々な原因による事故が想定されます。なお、当該項目の記載は、医療事故又は事故に準ずる事態が発生した際の、病院への積極的な協力を事業者者に強く期待するものであり、医療事故又は事故に準ずる事態の全てにおいて事業者者の対応義務を定める記載ではございません。</p>	
017	003	第2	3	(1)	オ	(ク)	b		<p>災害発生時対応マニュアルは市が作成すると理解してよろしいでしょうか</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
018	003	第2	3	(1)	オ	(ケ)	a		<p>情報共有の体制表は市が作成すると理解してよろしいでしょうか</p>	<p>事業者側と協議の上、市が作成する予定です。</p>	
019	003	第2	3	(1)	オ	(ケ)	b		<p>病院側・事業者側のクレームがあるが、受付窓口は市対応でよろしいでしょうか</p>	<p>病院利用者の問合せ窓口については市側で設けます。事業者側の事業範囲に関する各種問合せ窓口(ヘルプデスク等)については事業者側で設けて頂きます。なお、病院利用者から寄せられた要望、クレーム等で事業者側の事業範囲に関連する事項については、市から事業者側のヘルプデスクに随時連絡することになります。</p>	

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 かか	小項目 (かか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
020	003	第2	3	(1)	カ					施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定め、院内に常駐させることが求められていますが、常駐が求められる曜日及び時間帯についてご教示下さい。	施設維持管理業務全体を統括する責任者には、維持管理等期間中でコアとなる施設維持管理業務全体の実施状況を把握・管理できる知識・能力、及び問題発生時の市との各種調整能力を求めています。 なお、当該責任者については、統括マネジメント業務に従事するマネジメント責任者又はマネジメント業務担当者、リスクマネジャー、個別業務の業務責任者との兼務は可能ですので、上記に規定した機能の確保を前提に、事業者側の指示命令系統を明確にした上で、効率的な体制をご提案ください。  ご質問にある施設維持管理業務全体を統括する責任者の常駐が求められる曜日及び時間帯については、特段指定する予定はございませんが、院内での常駐を過度に求めているものではなく、日常的に業務状況が把握でき、また個別業務の従事者等との連携体制・連絡体制が確保して頂ければ、事業者側で柔軟にご判断頂いて結構です。
021	003	第2	3	(1)	カ					施設維持管理業務全体の統括管理責任者の院内常駐は明記されていますが、その他の配員(各管理業務責任者等)についての常駐/非常駐あるいは兼務等については事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか	(質問 020参照)
022	003	第2	3	(1)	カ					施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定め、院内に常駐させるとありますが、マネジメント責任者又はマネジメント業務担当者とは別に配置するというのでしょうか。個別業務の業務責任者との関係も含め、具体的にご教示ください。	(質問 020参照)
023	003	第2	3	(1)	カ					「施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定め」とありますが、この責任者は、他の資料で記載のある「個別業務の業務責任者」と同義でしょうか。	「施設維持管理全体を統括する責任者」と「個別業務の業務責任者」とは同義ではございません。 (質問 020参照)
024	003	第2	3	(1)	カ					「統括する責任者」の資格要件・実務経験年数は明示されませんでしょうか。	資格要件・実務経験年数について特段明示する予定はございませんが、施設維持管理業務全体の業務の履行状況を把握・理解でき、従事者等を適切に管理できる人物を配置して頂きたいと考えております。(関連質問 020参照)
025	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	b			「事故報告」の提出にあたっては診療に関わるクレームなどは含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。(例:インシデント報告)報告の内容や種別は要求水準で明らかにされるのでしょうか。	前段についてはご理解のとおり、事業者側の業務に付随した事故が対象となります。後段については「事故報告」の内容及び種別の詳細を要求水準書上で明示する予定はございません。事業者側の業務に付随して、想定される事故の項目の洗い出し及びその予防策・発生時の対応策等の策定については事業者側の業務範囲ですので、宜しくお願いします。
026	005	第2	3	(1)	ク	(ア)				事業者は、従業者等の健康診断書の写しを市へ提出することが求められていますが、市側に協力企業の業務担当者の健康管理の管理責任はないのではないかと思量致します。従業者の個人情報保護の観点から、健康診断書の写しの提出にあたっては事前に個人情報保護に関する誓約書等の記載等の必要な対応は行って頂けますでしょうか。なお、要求水準を事業者側が従業者の健康管理等を適切に行っていることの確認をするための報告に変更頂けませんでしょうか。	ご質問の趣旨は理解できますので、事業者側の責任において健康診断したことを市へ報告して頂くことで構いません。なお、上記内容に沿って、当該箇所を修正し、入札公告時にご提示いたします。
027	005	第2	3	(1)	ク	(イ)				入院後に結核の確定診断(排菌)が付いた場合や、医療従事者の結核感染等が発生した場合、当該部署で従事していた事業者側の従事者等も感染疑いのための検査等が求められると思量致しますが、このような患者及び医療従事者等からの感染が疑われる場合の検査費用等の負担は事業者負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
028	006	第2	3	(1)	コ	(カ)				市と事業者との業務区分(分担)等は、現行病院の業務委託内容を基本としたものとありますが、現行病院の業務委託契約及び仕様書等の公表はして頂けますでしょうか。	本事業の事業範囲に関係する現病院の委託仕様書及び契約書については参考資料として入札公告時以降にご提示いたします。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (かたが)	小項目 (かたが)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	その他		
029	006	第2	3	(1)	コ	(カ)				「当該業務の主担当を」で表示し、従担当・協力を」で表示している。業務の詳細な区分及び業務内容については、事業者決定後に作成する仕様書により確定する。」とのことですが、事業者決定後に事業者側の提案以外で、要求水準上で市側が主担当となっている業務が、事業者側の主担当に変更される場合があるのでしょうか。 その場合は、要求水準の変更であり、費用の見直しは適切に行って頂けるのでしょうか。	事業者側のご提案以外で、要求水準上で市側が主担当となっている業務が、事業者側の主担当に変更される場合は、要求水準又は業務範囲の変更に該当するものと考えますので、協議の上で費用負担の見直し協議を行うこととなります。 なお、その場合においても入札価格内で遂行できるよう、業務範囲内において提供するサービスの濃淡を付けるなどの業務仕様を事業者自ら精査するような積極的なご提案を期待しております。  また逆に、要求水準上で事業者側が主担当となっている業務が、市側の主担当に変更された場合においても、同様です。
030	008	第2	3	(2)						内部 共通事項で「防火扉の前やシャッターの下に物が置かれていない」とありますが、市と事業者の業務分担について具体的にご教示下さい。	当該規定は、事業者側の責めに帰すべき事由に限定しているのご理解ください。このようなケースの大部分は、市側職員の責めに帰すべき事由と想定され、そこまでを事業者側の責任とすることは考えておりません。 なお、建築物の日常点検の中でこのような事項も事業者側の点検項目の1つとしてご確認頂き、仮にこのような状態があった場合には、市側に指摘を頂きたいと考えております。なお、市では指摘を受けて該当部署に備品等の適切な配置等の指導を行い、快適な病院運営に努めていきます。
031	008	第2	3	(2)						【指標となる状態(例)】とありますが、これは、常にこの状態を保つことの例として挙げられたものでしょうか？それともモニタリングの評価項目の一部となるものでしょうか？	指標の中には理想的な状態として規定している位置づけのものもございますが、可能な限り理想的な状態が維持できるよう、業務を実施して頂きたいと考えております。 なお、実際の維持管理段階においては、モニタリング項目の設定など、現実的な範囲で指標を設定するものと考えておりますので、積極的かつ有効なご提案を頂き、市側と合意の上取り決めていきたいと考えております。
032	009	第2	3	(2)						「ビニールシートなどの床材は、机・ロッカーの移動などにより傷みが生じたとき補修する」とありますが、事業者負担は通常の使用による経年劣化の範囲に限られ、施設の利用者の不注意(什器の引きずり等)に因る破れ等は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	例えば、什器の移動が十分に想定される諸室等においては予め劣化しにくい床材を採用する、など予防保全の視点にたった提案による対応を事業者に期待しています。 その上で、損傷した場合の補修については、帰責性を問わず事業者側に対応して頂きますが、費用負担については事業者の責に帰すべき事由による損傷でない場合は、市側の負担とすることも含め、市・事業者間での協議事項と考えております。
033	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	b			「業務責任者」とは、「個別業務の業務責任者」と同義であり、「施設維持管理業務を統括する者」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	(質問 023参照)
034	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	b			業務責任者については、実務経験の記述がありますが、事業者が委託・請負わせる法人については、資格要件はないものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおり、当該業務を担当する企業に関する要件は特段設ける予定はございません。
035	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	c			法的に必要な有資格者や実務経験者を確保すること。有資格者を適宜配置すること。とありますが具体的な資格の種類はありますか。例えば建築物点検資格者や1級及び2級建築士の資格を有する者が社内にいること	特段具体的な資格を記載する予定はございません。 法的に必要となる有資格者や、業務を円滑かつ確実に実施するために必要となる資格、実務経験等を事業者側で十分検討した上で適切な人材・実施体制をご提案頂けるものと理解しております。
036	008	第2	3	(2)	I	(f)	d			建築物等及び業務の状況を定期的に市へ報告することが求められていますが、定期的とは月報等での報告と同義との理解でよろしいでしょうか。	書面での報告としては、「要求水準書(案) - 第2細則 - 4 施設維持管理業務」のP4「(ア)計画・報告 - b 業務報告書」に示すとおり、「日報」、「月報」、「四半期報告書」及び「年度総括書」がございますので、ご確認ください。 ご質問にある定期的な報告に関してですが、書面での報告としては「月報」等で報告頂くことで結構ですが、当該規定の趣旨は本業務を円滑に実施するためには、市・事業者間のコミュニケーションが非常に重要であり、単に形式的なものだけではなく、口頭での状況報告についても日常的、また定期的に実施して頂きたいという市の想いも含まれているとお考えください。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (カ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)		
037	009	第2	3	(2)	カ				事業者側の主担当である「修繕/点滴台や車椅子などの一般備品の簡易修繕の実施業務」の一般備品の範囲と、簡易修繕の範囲についてご教示下さい。  事業者側の主担当である「修繕/点滴台や車椅子などの一般備品の簡易修繕の実施業務」の一般備品の範囲と、簡易修繕の範囲についてご教示下さい。  現在、主として以下のような簡易修繕を実施しておりますが、それ以外も含め、一般備品の簡易修繕については事業範囲の中で柔軟に対応して頂きたいと考えております。 なお、施設維持管理業務の各業務に示す要求水準書に規定して業務を確実に履行して頂くことも重要ですが、特に施設維持管理業務の中で、日常的に発生する施設や一般備品などのちょっとした不具合が生じた際に、現場の要望に対して迅速に対応してもらえる役割を担う人材を配置して頂けることが本事業の重要なポイントとして市が捉えておりますので、有効なご提案を期待しております。  ・車椅子の部分的修理(ブレーキ調整、パンク修理、空気補充、足載せ台の変形調整) ・ベッドの部分的修理(キャスターの調整又は取替え、ヘッド柵の変形調整又は取替え、電動ヘッド操作コードの損傷修理) ・各種ワゴンのキャスター修理 ・病室等入口扉の損傷修理 等  なお、当該業務に付随する人件費以外の材料費部分の費用負担については、再度検討の上、入札公告時にお示しいたします。	
038	009	第2	3	(2)	カ				修繕に含まれる一般備品の内訳及び簡易修繕の範囲をご教示ください。  (質問 037参照)	
039	009	第2	3	(2)	カ				業務区分の保守・点検(法定点検を含む)にてその他の項目がありますが、その他について具体的にどのようなことを想定されているのかご教示ください。  業務区分表において個別列挙したものの以外に、今回ご提案頂く施設計画に付随する全ての部位が該当します。	
040	010	第2	3	(2)	キ				事業者側が費用負担する「修繕費用/一般備品の簡易修繕に係る材料費」の一般備品の範囲と簡易修繕の範囲についてご教示下さい。  (質問 037参照)	
041	010	第2	3	(2)	キ				一般備品の簡易修繕とはどのような内容でしょうか。  (質問 037参照)	
042	010	第2	3	(2)	キ				簡易修繕の対象となる一般備品のリスト等は公表いただけるのでしょうか。  (質問 037参照) なお、ご質問にあるリスト等の公表は予定しておりません。	
043	010	第2	3	(2)	キ				一般備品、および什器備品について、事業者側にて調達及び保守点検、修繕の対象となるものと、市側の負担範囲となるものが判る備品リストの、公表時期についてご教示ください。  一般備品リストを提示する予定はございませんが、施設整備業務の中で調達して頂く一般備品(有無も含め)については入札公告時にご提示いたします。 保守・点検については、「要求水準書(案)-第2細則-3施設維持管理業務」P9の「カ 業務区分」に示すとおり、調達対象区分に関わらず、本事業の業務範囲内としておりますので、ご確認ください。 修繕(簡易修繕等)については、質問 037をご参照ください。	
044	010	第2	3	(2)	キ				事業者側が費用負担する「什器・備品・OA機器・工具/当該業務什器・備品・工具」には、当該業務で使用する机・椅子・書架・棚・更衣ロッカー等も含まれるのでしょうか。  ご理解のとおりです。	
045	010	第2	3	(2)	キ				費用項目の什器・備品・OA機器・工具で施設整備費含まれるものの、印の市所有什器・備品は具体的にどのようなものでしょうか  什器・備品・OA機器・工具のうち、当該業務で整備せず、施設整備業務の中で整備して頂く項目があるかも含め、現在調達区分を整理中です。 仮に、ある場合には、入札公告時にお示しいたします。	
046	010	第2	3	(2)	キ				市所有什器・備品のうち、施設整備費に含まれ事業者が負担するものについては、公表いただけるのでしょうか。  (質問 045参照)	
047	010	第2	3	(2)	キ				官公庁手数料とはどのような費用を想定されていますでしょうか。  主に事業者が当該業務の遂行に必要な書類の提出または資料請求時等に係る手数料を想定しています。事業者の業務範囲に関するものは事業者が負担する、という考え方に基いております。 事業者の業務ではないものに係る官公庁手数料は市が負担いたします。	

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	大項目 (ローマ 字)	小項目 (ローマ 字)			その他
048	010	第2	3	(2)	キ					修繕費用について不特定多数の出入りなどが想定されるため「故意」による損傷などの修繕費用は予測が出来ませんが、これについては想定しないなど、詳細な要求水準書で明らかにされますでしょうか。	予防保全の視点にたった提案による対応を事業者に期待します。 その上で、損傷した場合は事業者に補修については、帰責性を問わず、事業者側に対応して頂きますが、費用負担については事業者の責に帰すべき事由による損傷でない場合は、市側の負担とすることも含め、市・事業者間での協議事項と考えております。 (関連質問 032参照)
049	010	第2	3	(2)	キ					費用負担区分における修繕費用項目について患者に起因する修繕費用は事業者の維持管理運営費に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 032、 048参照)
050	011	第2	3	(3)	ウ	(I)	b			業務責任者は、「300床以上の一般病院等」とありますが、「等」にはその他精神病院等の施設も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
051	011	第2	3	(3)	ウ	(I)	b			業務責任者については、実務経験の記述がありますが、事業者が委託・請負わせる法人については、資格要件はないものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	(質問 034参照)
052	011	第2	3	(3)	ウ	(I)	b			事業者が複数の法人に委託・請負わせることは可能でしょうか。ご教示ください。	(質問 002参照)
053	011	第2	3	(3)	ウ	(I)	c			法的に必要な有資格者や実務経験を確保すること。有資格者を適宜配置すること。とありますが具体的な資格の種類はありますか 例えば第3種電気主任技術者や消防設備士や医療ガス取扱者責任者の資格を有すること	(質問 035参照)
054	014	第2	3	(3)	カ					事業者側の主担当業務である「保守・点検(法定点検を含む) / 通信情報設備 / 表示装置」の「表示装置」とはどのような設備を具体的に指すのかご教示下さい。	(質問 011参照)
055	014	第2	3	(3)	カ					「保守・点検(法定点検を含む) / 通信情報設備 / 患者サービス用LAN設備」は事業者の主担当業務となっていますが、施設整備業務の要求水準書(P20)では、配線用の配管等のみが事業者の事業範囲となっております。当該業務で事業新が保守・点検を行う患者サービス用LAN設備は市側にて敷設されたものとの理解で宜しいでしょうか。	(質問 011参照)
056	014	第2	3	(3)	カ					通信情報設備に患者サービス用LAN設備がありますが、どのような内容のものでしょうか。	(質問 011参照) 例えば、患者さんがベッドサイドで使用するインターネットLANを想定しております。
057	014	第2	3	(3)	カ					空調設備、電気設備、医療用設備等において、医療機器保守点検業務との業務区分・費用区分を明確にお示し下さい。	医療機器と施設設備の調達区分につきましては、現在整理中です。入札公告時にお示いたします。 その上で、施設整備費で整備して頂く設備につきましては、保守、点検、及び修繕は本業務の事業範囲に含まれます。費用区分につきましても、同様に事業者負担となります。 (関連質問 011参照)
058	015	第2	3	(3)	カ					「保守・点検(法定点検を含む) / 医療用設備」に記載されている各設備は事業者の主担当業務となっていますが、純水、蒸留水、RO水など設備、滅菌水設備、洗浄設備、消毒設備、滅菌機器など、無影灯は、事業者側が施設整備業務の中で費用負担し整備するのでしょうか。その場合、特に滅菌水設備、洗浄設備、消毒設備、滅菌機器などは、メーカーや仕様、設備数等を明示頂かないと整備費用及び保守・点検費用の見積もりが困難となりますので、導入スペックや台数等の公表はして頂けますでしょうか。	(質問 057参照)
059	015	第2	3	(3)	カ					医療用ガスの供給設備について、市に「 」が付いておりますが、従担当とされたお考えをお示し下さい。 本来政令8業務に該当し、病院自ら行う業務として位置づけられると料料します。	医療従事者による使用前確認という意味で、市を従担当としておりますので、当該業務における主担当は事業者となります。 (関連質問 066参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 かたが	小項目 (かたが)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
060	015	第2	3	(3)	カ					保守・点検(法定点検を含む)の項目で、清掃設備 ごみ処理装置とありますが、装置内容についてご教示ください。	ごみ処理装置としては、廃棄物等の減容化・処理コストの削減を目的としたものを想定しております。設備については、必須とするもの及び提案によるものに関する条件を整理のうえ、入札公告時にお示しいたします。なお現在、感染性廃棄物を滅菌処理することにより一般の産業廃棄物とすることが出来る設備の導入を検討しております。
061	015	第2	3	(3)	カ					大規模修繕・更新の実施の判断基準をお教え下さい。(例: 貴市との協議により修繕が大規模修繕かを決定する等)	事業者側において策定する中長期修繕計画(見直し後の内容も含む)により、実施の必要性について助言いただき市が判断いたします。なお、大規模修繕・更新の実施は本事業の事業範囲外となります。また、ご質問にある大規模修繕・更新の区分については、「要求水準書(案) - 第1総則」P5の「用語の定義等」をご参照ください。
062	016	第2	3	(3)	キ					簡易修繕に係る材料費は事業者の費用負担から除かれるとのことですが、簡易修繕の範囲・定義についてご教示下さい。	ご指摘頂きました箇所は誤記です。「簡易修繕に係る材料費を除く、」を削除いたします。
063	016	第2	3	(3)	キ					消耗品費に「簡易修繕に係る材料費を除く」とありますが、当該業務で「簡易修繕」とは何を指しておられますでしょうか。	(質問 062参照)
064	016	第2	3	(3)	キ					費用項目の什器・備品・OA機器・工具で施設整備費含まれるものの 印の市所有什器・備品は具体的にどのようなものでしょうか	(質問 045参照)
065	016	第2	3	(3)	キ					費用負担区分における修繕費用項目について患者に起因する修繕費用は事業者の維持管理運営費に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 032、048、049参照)
066	017	第2	3	(4)						清掃業務は所謂政令8業務ですが、政令8業務については再委託が出来ないと通常は理解されていますが、本事業においてSPCから再委託が可能と理解する根拠についてご教示下さい。	医療法第15条の2では、政令8業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない、とされており、ただし同条は、PFI事業のように外形上再委託と見える場合であっても、再委託を禁止した趣旨に反しない仕組みを取り入れている場合においては、再委託をすべて禁止する趣旨ではないものと認識しております。現に、病院PFI事業の先行事例においても、同様の解釈の下、政令8業務をPFI事業の範囲とし、進められているものと理解しております。
067	019	第2	3	(4)						【指標となる状態(例)】とありますが、これは、常にこの状態を保つことの例として挙げられたものでしょうか？それともモニタリングの評価項目の一部となるものでしょうか？	(質問 031参照)
068	021	第2	3	(4)						患者の利用する器材に*印がありますが、意図がありましたらご教示下さい。	「事業者は患者用器材の清掃責任者を定めること。特に体液等で汚れた器材については徹底すること。」の記載漏れです。入札公告時に修正の上、ご提示します。
069	021	第2	3	(4)						患者の利用する器材の項目でベッドの記載がありますが、ベッド清掃の1日当りの台数及び清掃頻度についての考え方をご教示ください。	現市民病院の実績としては、平成16年度から平成20年度における5年間の年平均退院患者数は約7,900人となっています。ベッド本体の清拭は患者さんの退院に併せて行っているため、現在の1日平均で約22台程度となります。
070	017	第2	3	(4)	リ	(イ)				業務時間は7時～20時とありますが、エリアによっては、業務提供時間が異なるという理解でよろしいでしょうか。	日常清掃については7時～20時の中で実施してください。手術室清掃については業務時間を整理の上、入札公告時に明確にお示しします。日常清掃以外の業務の実施時間については、事業者のご提案によります。
071	017	第2	3	(4)	リ	(I)	a			事業者が複数の法人に委託・請負わせることは可能でしょうか。ご教示ください。	(質問 002及び 052参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (カカ)	大項目 (ローマ 字)	小項目 (ローマ 字)	その他		
072	017	第2	3	(4)	リ	(I)	b			法的に必要な有資格者や実務経験者を確保すること、有資格者を適宜配置すること、とありますが具体的な資格の種類はありますか。例えばビルクリーニング技能士の資格を有すること	(質問 035参照)
073	017	第2	3	(4)	リ	(I)	b	(a)		業務責任者は、医療機関での清掃業務を含む原則3年以上の実務経験とあるが、一箇所の医療機関ではなく、複数の医療機関合わせでの実務年数で可能と言う解釈でよろしいでしょうか？	複数の医療機関における実務年数の累計年数でも結構です。 なお、当該規定は単に年数ではなく、それ相応の病院清掃の知識を有し、現場管理が行える人材を求めている点にはご注意ください。
074	017	第2	3	(4)	リ	(I)	b	(a)		業務責任者は医療機関での清掃業務を含む3年以上の実務経験を有するとありますが、建築設備保守管理業務の業務責任者と兼任は可能でしょうか。	適切に業務責任者としての役割を果たすことができる限りにおいては可能です。
075	017	第2	3	(4)	リ	(I)	b	(b)		業務従事者は、病院における感染・消毒・接遇など必要な知識を十分に有した者となるが、必要な知識を具体的に教えてください。	医療機関における清掃業務を実施するにあたって必要な知識、とお考え下さい。一例として、院内感染の予防に関する知識、諸室の清潔度に関する知識、個人情報取扱に関する知識、病室清掃時の入室、退出時の挨拶等接遇に関する知識が必要です。
076	017	第2	3	(4)	リ	(I)	d			業務開始までのサービスマークの認定を受けた者であること、とありますが、必要な認定とは「院内清掃業務」のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
077	018	第2	3	(4)	I	(イ)	b			感染性廃棄物については、事故防止の観点等から病院側で分別を行ったものを事業者が回収する必要があるでしょうか。	ご理解のとおり、感染性廃棄物の分別は事業者においては行いません。廃棄物集積所等の所定の場所までの回収及び運搬が事業者の事業範囲となります。
078	018	第2	3	(4)	I	(ウ)	d			手術室の術後清掃には、手術前準備(手術器材やリネン類の準備・セット組み)は含まれないという解釈で宜しいでしょうか？ご教示ください。	ご理解のとおりです。術後清掃においては、手術の実施により汚染された環境を清潔な状態に回復することを求めています。
079	018	第2	3	(4)	I	(ウ)	d			現病院の手術室の使用状況をご教示下さい。	市民病院における平成19年度実績は3,087件、平成20年度実績は2,656件です。成人病センターにおける平成19年度実績は332件、平成20年度実績は310件です。
080	018	第2	3	(4)	I	(ウ)	d			術間・術後清掃は、現在の程度の回数が行われているのでしょうか。(手術件数等をお示し下さい)	(質問 079参照) なお、術間清掃については現在委託しておらず、市側職員が実施しております。 この点は、今回事業範囲を拡大している部分であり、有効なご提案を期待しております。
081	018	第2	3	(4)	I	(オ)	a			病院施設の諸室の環境測定について、それぞれ必要な環境測定の種類と頻度をご教示ください。	要求水準を満たし、かつ、法令等及び基準(たとえば、病院空調設備の設計・管理指針等)等を遵守・考慮して病院施設として良好な診療環境を確保できる環境測定の種類・頻度等をご検討頂き、ご提案ください。
082	022	第2	3	(4)	カ					事業者側の担当業務として「回収済廃棄物の内容確認・分別・量測定」業務がありますが、医療系廃棄物(感染性廃棄物)の内容確認・分別とは回収済廃棄物の内容を容器又は袋の外側から視認にて確認出来るものを分別する業務との理解で宜しいでしょうか。 なお、廃棄物の分別責任は、廃棄物の排出部署にあるとの理解で宜しいでしょうか。	前段の「回収済廃棄物の内容確認・分別・量測定」業務とは産業廃棄物、一般廃棄物については内容確認・分別・量測定を、感染性廃棄物については量測定を行って頂きたいと考えております。なお、内容確認・分別・量測定の徹底を図ることでゴミの減量化も推進したいと考えております。 後段については、廃棄物の分別責任は排出部署にあります。市として分別の徹底を図るという観点から、本業務の遂行により、事業者側に支援して頂きたいと考えております。



No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (カ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)		
083	022	第2	3	(4)	カ					<p>収集運搬業者・中間処理業者の管理において契約締結から一時保管箇所からの搬出、処理は市の業務区分となっています。指定の容器や収集間隔など詳細な要求水準をご教示ください。</p> <p>新病院における、収集運搬業者・中間処理業者との契約内容を現時点で確定し、事業者側にお示しすることは現実的に不可能ですので、ご提示する予定はございません。あくまで参考という位置づけですが、現在の現市民病院における廃棄物の搬出状況は以下のとおりです。</p> <p>感染性廃棄物：毎週1回(月曜日) 産業廃棄物：毎週1回(金曜日) 一般廃棄物：残飯は毎日、その他は 土日を除く毎日、祝日も回収。 キシソ、ホルマリン、定着液、現像液：1年 に4回(4月、6月、12月、3月) その他可燃物(廃棄文書)、不燃物(壊れた椅子、机等)の搬出処分を一時保管場所の集積状況により定期的の実施</p>
084	022	第2	3	(4)	カ					<p>廃棄物の収集運搬業者・中間処理業者の管理に係る業務区分が貴市となっておりますが、事業者SPCは産業廃棄物、感染性廃棄物の排出者とはならず、貴市が排出者となるの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
085	022	第2	3	(4)	カ					<p>廃棄物の収集運搬業者・中間処理業者の管理に係る業務区分が貴市となっておりますが、事業者SPCは産業所分業許可等の廃掃法関連法上の許認可の取得は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
086	022	第2	3	(4)	カ					<p>放射性廃棄物の取り扱いについての記載が無いように見受けられますが、病院側での実施との理解でよろしいでしょうか？</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
087	023	第2	3	(4)	カ					<p>日常清掃等の業務対象範囲はお示しいただけるのでしょうか。</p> <p>り前提条件(り)実施対象をご確認ください。</p>
088	023	第2	3	(4)	カ					<p>病室及び病院周辺の環境整備に「ベッド」が含まれておりますが、退院・転床時に行うものと理解してよろしいでしょうか。マットの環境整備も含まれるのですか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
089	023	第2	3	(4)	カ					<p>手術室清掃業務は事業者側の主担当業務ですが、当該部署の清掃業務は、土・日・祝日も含め1年365日7時から20時までの業務提供が求められているとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>(質問 070参照)</p>
090	023	第2	3	(4)	カ					<p>手術室清掃に、器材、器具類の片づけ、清拭、整理整頓がありますが、市が別途委託すると思われる滅菌業務の事業者との業務範囲の区分および責任・リスク分担についてご明示ください。</p> <p>滅菌業務に従事する担当者との接続部分を整理の上、入札公告時にお示しいたします。</p>
091	023	第2	3	(4)	カ					<p>「環境測定/室内環境測定」業務で実施する環境測定項目について、事業者が実施すべき測定項目と頻度等の指定があればご教示下さい。</p> <p>(質問 081参照)</p>
092	023	第2	3	(4)	カ					<p>1日あたりの退院数、転床数をお示し下さい。</p> <p>(質問No.069参照)</p>
093	023	第2	3	(4)	カ					<p>厨房清掃の定期清掃の具体的な範囲を明確にお示し下さい。</p> <p>本事業の業務範囲に含まれる定期清掃の範囲としては、グリストラップ汚泥収集運搬・処分、及び厨房フード、照明器具、換気扇、冷却ファン等の清掃を想定しております。</p>
094	023	第2	3	(4)	カ					<p>グリストラップの仕様によっては、清掃費用が異なりますが、仕様は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>病床300床以上の病院の厨房施設は下水道法の特定施設に該当し、政令に定める基準を適合しない下水を排出してはならないとなっており、排水水質が基準に適合しない場合にはグリーンストラップ等の除外施設を設置する必要があります。除外施設の仕様については公共下水道管理者の指導に従うことになります。施設計画とあわせ、最適な計画をご提案ください。</p>
095	024	第2	3	(4)	カ					<p>消耗品の在庫管理、購入業務が事業者側の主担当業務となっておりますが、購入品の選定も事業者側業務との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>基本的にご理解のとおりですが、仕様については予め市側でも確認させて頂きたいと考えております。購入先については事業者側に委ねます。</p>

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (カ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)			その他
096	024	第2	3	(4)	カ					緊急時対応の緊急時の定義、及び事業者が主担当業務として実施する業務範囲等をご教示下さい。	患者さんの嘔吐・失禁・吐血、院内感染及び災害(停電、火災、地震、風水害)などの発生時の対応が想定されます。
097	024	第2	3	(4)	キ					市側の費用負担である清掃時補充品には、消臭剤、手指消毒液も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
098	024	第2	3	(4)	キ					プランターの植替えに係る費用は事業者側の負担となっていますが、院内プランターの初期設置費用は施設整備に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 上述の理解が正の場合、院内プランターはリース品でも宜しいでしょうか。 また、院内プランターの設置箇所について、市側の指定箇所等がありましたらご教示下さい。	ご理解のとおり、プランターの初期設置費用は、施設整備業務費に含まれます。したがって、リース品の提案は認められません。設置箇所等につきましては、事業者提案によります。
099	024	第2	3	(4)	キ					消耗品管理にて購入が事業者との記載となっていますが、購入先については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	(質問 095参照)
100	026	第2	3	(5)	イ	(イ)				入退出管理とありますが、出入口ごとに管理時間が異なる場合があればご教示下さい。	入退出管理の管理時間につきましては、入札公告時にご提示いたします。
101	026	第2	3	(5)	イ	(ウ)				施錠・開錠とありますが、現状の施錠・開錠時間及び新病院での施錠・開錠時間の想定がございましたらご教示下さい。	現在の施錠・開錠時間はセキュリティの問題上、現時点ではお示しすることはできません。入札公告後、守秘義務契約を締結した上でご提示いたします。 新病院の施錠・開錠時間については、現状では施設の配置等が確定していないためご提示できませんが施設の運用方法等も考慮し決定することになるものと想定しております。
102	026	第2	3	(5)	イ	(ク)				時間外のみ電話交換業務を事業者の業務範囲とさせていただきますが、この場合の電話交換業務内容についてご教示ください。	救急からのホットラインや患者・家族からの入電も含め、時間外にかかってくる電話全てが対象となり、各関連部署等に転送することが業務内容となります。
103	026	第2	3	(5)	ウ	(イ)				電話交換業務に関して、平日は8:30～20:00、土・日・祝日は8:30～17:00が市側業務との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
104	026	第2	3	(5)	ウ	(イ)				平日の20:00～翌8:30、土・日・祝日の17:00～翌8:30における1日あたりの電話件数をご教示下さい。	平成20年度実績での電話件数は平日の20:00～翌8:30では1日平均約29件、土・日・祝日の17:00～翌8:30では1日平均約46件となっております。
105	026	第2	3	(5)	ウ	(イ)				記載された以外の電話交換業務は誰が行うのでしょうか	市側職員等(別途市が委託する事業者も含む)が行います。 (関連質問 103参照)
106	026	第2	3	(5)	ウ	(I)				業務責任者について、実務経験に関する記載がありませんが、保安警備業務においては実務経験は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	特段具体的な資格を規定せず、事業者側の提案に委ねているだけであって、要求水準書に規定している内容をみれば、それ相応の資格・経験等は必要であると判断頂けるものと考えております。 その上で、法的に必要な有資格者や、業務を円滑かつ確実に実施するために必要な資格、実務経験等を事業者側で十分検討した上で適切な人材・実施体制をご提案頂けるものと理解しております。
107	026	第2	3	(5)	ウ	(I)	a			事業者が複数の法人に委託・請負させることは可能でしょうか。ご教示ください。	(質問 002参照)
108	026	第2	3	(5)	ウ	(I)	a			事業者が委託・請負させる法人については、資格要件はないものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	(質問 034参照)
109	026	第2	3	(5)	ウ	(I)	c			法的に必要な有資格者や実務経験者を確保すること、有資格者を適宜配置すること、とありますが具体的な資格の種類はありますか 例えば施設警備員の資格を有すること	(質問 035参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (ク)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	その他		
110	027	第2	3	(5)	I	(ウ)	a			施設の利用者等及び各納入業者などを対象に、入退出管理を徹底し、犯罪などの防止に努めることが求められていますが、施設の利用者等である患者さん、患者さんの付き添いや見舞い客、市側職員等の入退出管理は時間外のみを対象とした業務であるとの理解で宜しいでしょうか。	前提条件において規定しているとおり、業務日及び業務時間は1年365日24時間とお考えください。 その上で、時間内と時間外とは事業者側に実施して頂く入退室管理の方法は異なるものと考えます。時間外については訪問者の記録・管理等まで実施して頂く必要がございますが、時間内においても正面玄関などでの定位置警備や監視カメラ等による、不審者の侵入等の監視や納入業者の確認ができるような、施設面・運用面のご提案を期待しております。
111	027	第2	3	(5)	I	(ウ)	a			「施設の利用者等及び各納入業者などを対象に」とありますが、見舞い客、外来患者なども全て含まれます。具体的な入退出管理の業務についてご教示ください。	(質問 110参照)
112	027	第2	3	(5)	I	(ウ)	a			「施設の利用者等及び各納入業者などを対象に、入退出管理を徹底し」とありますが、入退出管理の定義をご提示いただけますでしょうか。仮に入退出履歴の管理等を示す場合、市民病院という特性から外来部等においては完全な実施は困難であると考えられます。その場合は入退出管理を実施するエリアの指定は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 110参照) 安全面を最優先にご検討頂き、最適なご提案を期待しております。
113	027	第2	3	(5)	I	(キ)	a			現時点で想定しているドクターヘリの離発着頻度をご教示ください。	市消防局管内の平成20年度の運航実績は48回です。
114	027	第2	3	(5)	I	(キ)	a			飛行場外離着陸場の運営支援とありますが、具体的に場外離着陸場は病院敷地内のどこを想定されているのでしょうか？またスペースの関係上、敷地内に設置が難しい場合は、近隣のどの場所を想定されているのでしょうか？	場外離着陸場については建物の上階で想定しております。なお、敷地外に設置することは想定しておりません。
115	027	第2	3	(5)	カ				定位置警備	この業務内容において時間帯や場所(箇所数とも)等は事業者の提案と考えて宜しいでしょうか	基本的にご理解のとおりですが、少なくとも正面玄関には必要と考えます。
116	027	第2	3	(5)	カ					保安警備業務の業務区分において入退出管理でタクシーチケットの管理・配布は事業者業務として具体的にどのような内容でしょうか。	夜間帯に帰宅する市側職員や、緊急呼出を受けた市側職員に対してタクシーチケットを配布・管理する業務とお考えください。
117	027	第2	3	(5)	カ					業務区分の入退出管理のなかのタクシーチケットの管理・配布とありますが、病院からある一定枚数を事前に配布頂き、必要なスタッフに必要時に配布するとの理解で宜しいでしょうか？配布するスタッフの基準とかはありますか？(例：準夜勤夜勤明けの看護師等への配布など...)	(質問 116参照)
118	027	第2	2	(5)	カ					タクシーチケットの管理・配布とありますが、使用者についての想定をお教え下さい。	(質問 116参照)
119	027	第2	3	(5)	カ					事業者側の主担当業務となっている「時間外の来院者(見舞客)への対応」業務の、時間外の定義をご教示下さい。	病院の開院時間(7:15～18:00)以外の時間を想定しています。
120	027	第2	3	(5)	カ					事業者側の主担当業務となっている「訪問者の出入記録」業務の対象となる業務時間及び出入記録を行う訪問者の範囲について具体的に教示下さい。	業務時間としては、病院の開院時間(7:15～18:00)以外の時間を想定しています。 出入り記録を管理する対象としては、緊急呼び出しを受けた職員は把握できているため、緊急呼び出しを受けた職員を除く全ての者が対象となります。
121	027	第2	3	(5)	カ				入退出管理	ここでの管理は時間外出入口(通用口)での管理と考えて宜しいでしょうか、あるいは、明示されている業務内容で主たる出入口(玄関)で行うべき業務はありますか	(質問 110参照) なお、時間外の入退室管理は時間外出入口(通用口)での管理と考えております。
122	027	第2	3	(5)	カ					事業者側の主担当業務となっている「時間外の駐車料金の減免手続き」業務の、時間外の定義と、減免手続きの運用方法をご教示下さい。 なお、時間中の当該業務の実施部署と運用方法をご教示下さい。	(質問 123参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 (カ)	小項目 (カ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)		
123	027	第2	3	(5)	カ				時間外の駐車料金の減免手続きとありますが、現在の減免規定や運用方法についてご教示下さい。	現在、市民病院の駐車場は来院患者様、お見舞いの方、駐車時間に関係なく無料になっております。そのため、減免規定等はございません。 新病院における駐車場の割引の運用としては、一般の来院患者の皆様については1時間までは無料、人工透析患者の方のように治療に長時間を要する患者の皆様については、さらに割引時間を延長する等の規定を設けることも想定しております。
124	027	第2	3	(5)	カ				「収拾物・遺失物の管理」業務は事業者側の主担当業務ですが、拾得物等を当該業務で保管する期間についてご教示下さい。 また、拾得物等の処分は市側業務との理解で宜しいでしょうか。	拾得物の保管期間は遺失物法により2週間以内となります。2週間以内に持ち主が現れない場合は、警察署に届けることになります。警察署への届けは市が行います。
125	028	第2	3	(5)	カ				事業者側の主担当業務である「EMコール業務」の現病院での時間帯別発生頻度及び、新病院での想定される頻度をご教示下さい。	エマージェンシーコール業務とは、緊急時に放送等により院内の関係職員を招集する業務を指します。 想定し得ない緊急事態が対象となりますので、新病院の発生頻度を予想することは不可能であると考えます。 なお、参考までに、現市民病院では、不審者の侵入、入院患者による院内暴力等が1年に数回発生しております。また、病院での患者の緊急事態発生については1年に2、3例発生している状況です。
126	028	第2	3	(5)	カ				飛行場外離着陸場の運営支援において、ドクターヘリの誘導とありますが、どのような業務が具体的にご教示ください。	「要求水準書(案) - 第2細則 - 4 施設維持管理業務」のP27「(※)飛行場外離着陸場の運営支援 - a 」をご確認ください。
127	028	第2	3	(5)	キ				警備業務付帯設備の初期調達分の 印の初期調達分とは具体的にどのようなものでしょうか	(質問 045参照)
128	029	第2	3	(6)	リ	(イ)			業務時間が24時間とありますが、必ず常駐を求めるものでしょうか。	ご質問を踏まえ、業務時間を「24時間」から「事業者提案」に変更いたします。 なお、参考までに、現在の駐車場管理の業務時間は平日7:00～20:00、土日祝日9:00～17:00です。
129	029	第2	3	(6)	リ	(I)			管制機器の機能等の要求水準につきましてご教示ください。管制機器の機能によっては、保安警備業務の一環としての管理体制は可能でしょうか。	前段については駐車場の利用者として、病院利用者、一般利用者、市側職員が想定されます。そのような、対象者別の管制に対応できる機器である限りにおいて、事業者側のご提案の範疇とします。 後段についてはご提案可能です。
130	030	第2	3	(6)	カ				駐車場の割引券等の発行対象者及び運用方法等をご教示下さい。	現在、現市民病院の駐車場は来院患者様、お見舞いの方、駐車時間に関係なく無料になっております。そのため、減免規定等はありませんが、駐車場の割引券等の発行対象者及び運用方法としては、基本的に来院患者の皆様を対象とし、お見舞いの方等については対象としないことを想定しております。 また、割引についても、一般の来院患者の皆様については1時間までは無料、人工透析患者の方のように治療に長時間を要する患者の皆様については、さらに割引時間を延長する等の規定を設けることも想定しております。
131	030	第2	3	(6)	カ				割引券等の発行について、現在の運用方法についてご教示下さい。	(質問 130参照)
132	030	第2	3	(6)	カ				事業者側の主担当業務である「不法駐車車両の対応」業務は、敷地内を対象として業務との理解で宜しいでしょうか。	基本的には敷地内が主な対象となるものと考えますが、実施対象に記載のとおり、敷地周辺についても病院への車両の出入りに支障がある場合の対応は求めております。
133	030	第2	3	(6)	カ				業務区分の不法駐車車両、不法駐輪車両の対応とありますが、不法車両滞在日数等の管理や不法者発見時の注意、あるいは指導を意味するのでしょうか？仮に不法車両の持ち主の発見に至らない場合の車両の廃棄等につきましては、市側での対応との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目									質 問	回 答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 かたがた	小項目 (かたがた)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
134	030	第2	3	(6)	キ					事業者が費用負担する「事業者の業務遂行上必要な消耗品費(駐車券、事務用品など)」には、割引券の費用は含まれず、市側負担との理解で宜しいでしょうか。	ご提案の自動精算機のシステムによると思いますが、割引券の費用についても事業者負担とします。